c　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

d　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

②　共同申込み　特定建設工事共同企業体の構成員として、イの特定建設工事共同企業体構成基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、かつ、ロａに基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

イ　特定建設工事共同企業体構成基準

ａ　構成員の数及び組合せ　上記２⑴～⑼及び⑾、⑿の要件を満たす３社以内の組合せとする。

ｂ　構成員の技術的要件　各構成員は、上記２⑽①の要件を満たすものとする。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員における同種工事の要件については、平成12年度から平成22年４月28日までの期間に完成した工事で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層（階数が６階以上）の集合住宅の新築建築工事施工実績を有する者とする。

また、各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

ｃ　出資比率及び代表者の要件　各構成員の出資比率は２社で構成される場合にあっては、30％以上、３社で構成される場合にあっては、20％以上とする。

ただし、代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

ロ　特定建設工事共同企業体としての資格の認定申請等

ａ　認定申請　本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、４⑶②ⅱの申請書及び資料の提出に先立ち、４⑶②ⅰの期間内に当機構指定様式により「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。なお、４⑶②ⅰの提出期限内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

ｂ　認定資格の有効期間　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る請負契約が締結される日までとする。

⑾　平成20年４月１日以降に当機構が中部地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者又は調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑿　低入札価格調査対象となった場合には、上記２⑽①ロに掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する企業の技術力、予定配置技術者及び施工計画等の評価項目、評価基準及び得点配分に基づき評価する（詳細は入札説明書参照）。

⑵　総合評価の方法　⑴の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに良好な提案等に⑴により加算点（最大40点）を与える。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」と「企業の技術力」及び「施工計画」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となる者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

⑷　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

４　入札手続等

⑴　担当支社等　〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目５―27　独立行政法人都市再生機構中部支社　総務企画部経理チーム　電話052―968―3314

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付に当たっては、実費を徴収する。

①　交付期間　平成22年５月28日（金）から平成22年８月30日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時までの間は除く）まで

②　交付場所　〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目５―27（財）都市再生共済会売店（錦中央ビル３階）電話052―961―6680

なお、設計図書については、入札説明書に添付の設計図書等購入申込書（ＦＡＸ専用）の提出により申込受付を行い、後日送付する（申込受付は交付期間に同じ）。交付に当たっては、実費（送料込）を徴収する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　単独申込みの場合

提出方法　申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参すること。

提出期間　平成22年５月28日（金）から平成22年６月25日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで。

提出場所

ⅰ　電子入札システムによる場合は４⑴に同じ。

ⅱ　紙入札による場合は、以下による。

〒460―8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目５―27　独立行政法人都市再生機構中部支社（７階）都市再生業務部工務チーム　電話052―968―3269

②　共同企業体申込みの場合

提出方法　特定建設工事共同企業体による本工事の競争入札に参加申請を行う場合には、資料のうち「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」（以下「共同企業体による参加申請書類」という）については、他の書類に先立ち下記ⅰの期間内に、ⅲの場所へ提出すること。

また、共同請負入札参加資格審査完了後、既提出済みの共同企業体による参加申請書類以外の申請書及び資料について、下記ⅱの期間内、下記ⅳの場所へ提出すること。

提出期間

ⅰ　共同企業体による参加申請書類

平成22年５月28日（金）から平成22年６月８日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで。